第十一号の三様式　（平20内府令47・全改、平21内府令78・平24内府令64・令元内府令２・令２内府令75・一部改正）

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】(1)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	
【発行登録書の提出日】	年　月　日
【発行登録書の効力発生日】	年　月　日
【発行登録書の有効期限】	年　月　日
【発行登録番号】	
【発行予定額又は発行残高の上限】	円
【発行可能額】	円
【効力停止期間】(2)	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、　　年　月　日（提出日）から　　年　月　日までである。
【提出理由】(3)	
【縦覧に供する場所】(4)	名称 （所在地）

（記載上の注意）

(1)　削除

(2)　効力停止期間

法第23条の５第２項の規定の適用を受けない場合には、「該当なし」と記載すること。

(3)　提出理由

次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。

(a)　発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が

新たに提出されたこと。

(b) 発行予定額を記載した場合において、当該発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなったこと。

(c) 発行残高の上限を記載した場合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。

(d) 発行残高の上限を記載した場合において、発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載したときは、当該償還期日及び償還額に変更が生じたこと。

(e) 記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があったこと。

(f) 記載された発行登録の効力発生予定日に変更があったこと。

(g) その他記載事項の変更があったこと。

(4) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(5) 発行登録が効力を生じる日前に訂正発行登録書が提出された場合には、この様式の記載に準じて記載すること。